

# 中標津町運動公園の利用方法（球技場）

球技場の使用は、専用使用(団体貸切)となります。

使用できる競技種目は、原則としてサッカー及びラグビーとします。(その他の使用についてはご相談下さい)

使用当日の開始時間に10人以上が集合でき、代表者が明確な団体・グループなどが使用できます。

使用希望の場合は、事前に「中標津町営体育施設等使用申込書」で申し込み、使用許可を受ける必要があります。

使用時間は、準備・後片付けを含めた時間となります。

使用許可を受けてからの使用中止は、他の使用団体のご迷惑となりますので、申し込みの際は十分ご留意下さい。

## 《使用の申し込み》

- (1) 使用申込の受付開始日は、練習会は使用希望日の前月1日から、大会などは4月1日からです。  
競技団体においては、原則として統括する組織(協会等)で事前調整した上で申し込むこと。
- (2) 申込締切日は、使用希望日の前月10日(土曜日及び休日の場合はその翌日)とし、重複して申し込みがあった場合は調整し使用者を決定します。  
前月10日までに使用申込のなかった団体等については、使用希望日の7日前(土曜日及び休日の場合はその前日)まで随時受付します。

## 《利用料金の納入》

- (1) 利用料金は原則として前納制であり、使用希望日の前日正午(土曜日及び休日の場合はその前日正午)までに納入して下さい。  
すでに納めた利用料金は条例に定める以外は還付できません。

### 第1球技場利用料金

区分	単位	利用料金(税込み)			
		中学生以下	高校生	一般	営利目的
球技場	30分	無料	150円	300円	600円
照明設備	30分	1,050円	1,050円	1,050円	2,100円

専用使用において30分未満は30分とします。

大会(試合)でのライン用塗料については、実費を徴収します。

### 管理棟利用料金

区分	単位	利用料金(税込み)		
		高校生	一般	営利目的
会議室	団体1区分	400円	400円	800円
ミーティングルーム	団体1区分	200円	200円	400円
シャワールーム	個人1回	100円	100円	200円

1区分とは午前を9:00~12:00、午後を12:00~17:00、夜間を17:00~22:00をいいます。

使用時間が1区分に満たない場合であっても、当該時間区分を使用したものとします。

1区分の時間を超過して使用する場合は、各区分の金額を合算した額とします。

## 《使用許可を受けた場合》

- (1) 大会などで使用する場合は、予め使用に関する打合せを行って下さい。
- (2) 雨天・荒天時の場合は、管理棟受付窓口で球技場の状態を確認して下さい。
- (3) やむを得ず使用を中止する場合は、速やかに連絡して下さい。

## 《使用するとき》

- (1) 使用当日は、管理棟受付窓口で「中標津町営体育施設等使用許可書」を提示し、必ず受付を済ませてから使用して下さい。
- (2) 使用終了後は、管理棟受付窓口で必ず使用人数等を報告して下さい。

## 《使用上のマナー》

- (1) 更衣は原則として管理棟ミーティングルームを使用して行い、グラウンド周辺においてはユニフォーム交換等の常識的な範囲での更衣として下さい。  
競技用スパイク着用での、管理棟内の出入りはできません。
- (2) グラウンド内では、原則球技専用シューズもしくは運動シューズを着用し、踵の出た履物・サンダル等は厳禁とします。
- (3) 使用終了後は、原則として使用前の状態に復旧して下さい。  
備品等を使用した場合は、備品清掃と整頓に留意して下さい。  
使用により剥がれ状態にある芝は、元の位置に貼り付けておいて下さい。
- (4) 観客・応援団等に対する指導・監督は、使用団体(主催者)の責任において適切に行って下さい。  
ごみは必ず持ち帰って下さい。  
運動公園敷地内は全面禁煙となっております。

## 《その他》

- (1) 大会などの使用後においては、芝生の休養日を設けます。  
芝生の回復状況などにより日数が異なります。
- (2) 使用時間は、球技場は午前9時から午後9時45分まで、管理棟は午前9時から午後10時までとなります。  
球技場及び管理棟の専用使用がない日は、午後5時をもって閉門とさせていただきます。



### スポーツターフ

球技場のグラウンド(70m×144m)は、スポーツ使用に適した天然芝舗装としてプレーヤーの安全性とプレー性能の向上等に配慮されています。

芝草は生き物ですので、芝のメンテナンスや使用に際しては留意すべきことが多くあります。良い環境でプレーできるよう利用する皆様の理解と協力が不可欠となります。

## 【お問い合わせ】

中標津町運動公園管理棟 住所 中標津町緑ヶ丘6番地3(72-8003)  
中標津体育館 住所 中標津町丸山1丁目5番地(72-2316)

中標津町営体育施設等 指定管理者

財団法人 中標津町文化スポーツ振興財団